

議案第82号

特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例（昭和43年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の225」を「100分の230」に改める。

第2条 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（期末手当の支給日及び額）

第4条 特別職の職員の期末手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する者に支給する。

2 前項の期末手当の額は、給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の222.5を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成30年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。